MIZUHO　みずほ銀行

令和 6 年能登半島地震による被災者向け

災害復旧リフォームローン

（2026 年 4 月 1 日現在）

１．商品名	令和 6 年能登半島地震による被災者向け（無担保）災害復旧リフォームローン
２．ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ・令和 6 年能登半島地震により被災された方または被災した物件の所有者の方 ＊ 被災（罹災）証明書をご提出いただきます。被災(罹災）証明書の未発行・未取得の方は、「令和 6 年能登半島地震」に関する災害救助法の適用地域に居住もしくは融資対象物件を所有していること、および被災された方であることを確認させていただくことで、取扱をいたします。別途お近くのみずほ銀行の店舗までご相談ください。 ＊ 現在「みずほ銀行リフォームローン」をご利用中の方で、被災による影響で返済条件の見直しをご希望の方もご利用いただけます。 ・お借入時の年齢が満 18 歳以上満 66 歳未満で、最終ご返済時年齢が満 71 歳未満の方 ・勤続年数（自営の方は営業年数）2 年以上の方 ・前年度税込年収（個人事業主の方は申告所得）が 200 万円以上で安定かつ継続した収入の見込める方 ・保証会社の保証を受けられる方 ・申込受付期限の 2027 年 3 月 31 日(水）までにお申込の方（申込期限は延長する可能性がございます)。
３．資金使途	本人または親族等が所有する住宅の災害復旧に関わる増改築・改装資金 ＊ お借入資金はみずほ銀行にご指定いただいた返済用預金口座に入金させていただき、入金後は返済用預金口座からお支払先に直接お振り込みいただきます(振込手数料は別途ご負担いただきます)。 ＊ 賃貸用物件のリフォーム資金にはご利用いただけません。
４．お借入金額	10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位） ＊ただし、今回のお借入と他の無担保借入金残高（カードローン極度額を含みます）との合計が前年度税込年収の原則 50%以内であることが条件です。
５．お借入期間	6 ヵ月以上 15 年以内（１ヵ月単位）
６．元金返済据置期間	最長 3 年(1 ヵ月単位) ＊ 所定の利息は元金返済の据置期間においても毎月お支払いいただきます。
７．担保・保証人	不要（保証会社である㈱オリエントコーポレーションが審査のうえ保証します）
８．返済方法	・毎月元利均等返済（お借入金額の 50%以内の元金について 6 ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・返済日はご都合に合わせて選択できます（ただし毎月一定の日になります)。
９．金利	・お借入金利は、お借り入れいただく日の「みずほ銀行リフォームローン」の基準金利から年率 1.000%の金利引き下げを行った水準といたします。 ＊ 他の金利特典との併用はできません。 ・〈変動金利方式〉 でのお借入となります。 ・お借入期間中の金利変動について 〈変動金利方式〉 毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日のみずほ銀行所定の短期プライムレート連動長期貸出金利の最大引き下げ金利を基準として年２回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、短期プライムレート連動長期貸出金利の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。 ・現在の金利については、店舗でお問い合わせください。

１０．お申込時にご用意いただくもの	① ご印鑑（普通預金お取引印） ② 本人確認書類（以下のいずれか１通） ⅰ）運転免許証（変更事項がある方については両面とも）のコピー ⅱ）運転経歴証明書（変更事項がある方については両面とも）のコピー（＊1） ⅲ）パスポート（写真およびご住所のページ）のコピー ⅳ）各種資格確認書のコピー ⅴ）印鑑証明書(＊2) ⅵ）住民票(＊2) ⅶ）在留カード(変更事項がある方については両面とも) ⅷ）特別永住者証明書(変更事項がある方については両面とも)(＊3) ⅸ）個人番号カード (＊1)2012 年 3 月 31 日以前の発行分は本人確認書類としての取扱はできません。 (＊2)発行後 3ヵ月以内のものをご用意ください。 (＊3)外国人登録証明書は一定期間特別永住者証明書とみなされます。 【ご注意】 本人確認書類は氏名、住所、および生年月日が記載されているものに限ります。 ③ ご本人さまの年収を確認できる書類のコピー（以下のいずれか１通。ただし、お借入金額 50 万円以下をご希望の方は不要です。） ⅰ）源泉徴収票 ⅱ）住民税決定通知書または課税証明書 ⅲ）納税証明書（その１・その 2） ＊個人事業主、会社経営者の方はⅱ）またはⅲ）のいずれかに限ります。 ④ 資金使途を証明するもの ・見積書・契約書 など ⑤ 増改築・改装の対象となる建物の不動産登記簿謄本（発行後 3 ヵ月以内のもの） ⑥ 被災(罹災)証明書 ＊ 被災(罹災)証明書の未発行・未取得の方は、「令和 6 年能登半島地震」に関する災害救助法の適用地域に居住もしくは融資対象物件を所有していること、および被災された方であることを確認することで、取扱をいたします。別途お近くのみずほ銀行までご相談ください。 ＊ 被災(罹災)証明書の取得方法については、各市町村までお問い合わせください。
１１．団体信用生命保険	ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 団体信用生命保険にご加入の場合は、お借入日に店舗に表示する「みずほ銀行リフォームローン」の利率から年率 1.000％引き下げを行った水準に、年率 0.3％上乗せとなります。
１２．手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は不要です。
１３．みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人　全国銀行協会　連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772

＊団体信用生命保険のご加入にあたっては別途お申込手続きが必要になります。詳しくは店舗にておたずねください。
◎審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に沿いかねる場合がございますのでご了承ください。
◎お申込後にお借入条件や資金使途、お支払先などを変更される場合は、追加資料のご提出をお願いする場合や再審査をさせていただく場合がございます。
◎店舗やウェブサイトで返済額のシミュレーションができます。
〈みずほ銀行ウェブサイト〉https://www.mizuhobank.co.jp/

みずほ銀行